

食品ロス削減推進会議  
第2回議事録

消費者庁消費者教育推進課

# 食品ロス削減推進会議（第2回）

## 議事次第

日 時：令和元年12月16日（月）10:00～11:33

場 所：中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」  
素案について

4. 閉 会

○伊藤長官 定刻となりましたので、これより第2回「食品ロス削減推進会議」を始めます。

まず、本会議の会長である衛藤内閣府特命担当大臣から御挨拶を申し上げます。

○衛藤内閣府特命担当大臣 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

第1回会議では、幅広い知識、経験をお持ちの委員の皆様から貴重な御意見をお伺いすることができました。また、それぞれのお立場で食品ロスの削減に向けて積極的に取り組んでおられることをお伺いでき、大変心強く感じました。

委員の皆様の御意見を踏まえて、基本方針の素案を作成いたしました。本日は、この素案について御意見をいただきたいと考えております。多様な主体が連携して、国民運動を進めていく基礎となるしっかりした基本方針をつくり上げていきたいと考えています。

委員の皆様には、本日も忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

○伊藤長官 大臣、ありがとうございました。

また、小泉環境大臣の代理として加藤環境大臣政務官にも御出席いただいておりますので、加藤環境大臣政務官からも御挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○加藤環境大臣政務官 皆様、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました、環境大臣政務官の加藤鮎子でございます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しいところ、御出席をいただき大変感謝申し上げます。

先日の第1回推進会議において小泉環境大臣からも発言があったかと思いますが、環境省として、食品ロスの取り組みについては省内においても大変主要なプロジェクトと位置づけて取り組みの検討を行っております。特に飲食店での食べきりやドギーバッグによる持ち帰りの促進、また、消費期限、賞味期限の理解等を含めた消費者の理解促進や行動変容については、この食品ロス削減推進法も踏まえてより一層の取り組みが必要であり、皆様のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思います。

これに加えて、環境省では、廃棄物行政を所管する立場から、地方公共団体における食品ロス発生に関する実態把握や計画策定に関する技術的な支援、市民や事業者の方との連携した取り組みの推進も図っております。

前回の会議においても、皆様のそれぞれ行っておられる活動を踏まえたさまざまな御意見をいただいたと聞いています。それらの御意見を踏まえまして、皆様とより実効性の高い基本方針をつくり上げていければと考えております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○伊藤長官 ありがとうございました。

ここでカメラは退室をお願いいたします。

本日の御出席者につきましては、お配りしております座席表を御参照いただければと存じますが、本日は石川委員、末松委員は御欠席です。

また、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣については各省から代理の者が出席しております。

それでは、資料2「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）」につきまして、事務局から御説明をいたします。また、資料3の今後の段取りもあわせて御説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○橋本政策立案総括審議官　それでは、資料の御説明に入りますが、まず今後の御予定を御説明したほうがよろしいかと思っておりますので、資料3をよろしく願いいたします。

先般11月25日に第1回「食品ロス削減推進会議」を開催させていただきまして、そこで基本方針の骨子案をお示しいたしまして、先生方からの御意見を頂戴いたしました。そして、事務局で素案を作成いたしました。本日の第2回会議におきまして素案に対する意見をいただいて集約させていただきたいと思っております。

そして、年明け1月に基本方針の素案についてのパブリックコメントを実施いたしまして、2月に第3回「食品ロス削減推進会議」を開催させていただいて、そこで基本方針の案の検討、決定をしていただき、3月の閣議決定を目指したいというスケジュールを考えているところでございます。

それでは、資料2の基本方針案について御説明させていただきます。

まず、この素案は前回の会議で委員の皆様からいただきました御意見を踏まえながら、基本方針の骨子案に肉づけをしたというものでございまして、まず前段で食品ロスについての現状から食品ロス削減推進法の制定までの経緯の概略を記載し、この基本方針の位置づけについて説明いたしております。

その上で、1ページから3ページが「Ⅰ 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向」でございますけれども、食品ロスを取り巻く現状や我が国の食品ロスの現状などについて、食料自給率、一般廃棄物の処理費用、そして、我が国の年間の食品ロス量とその由来などのデータを交えながら記載しているところでございます。

そして、3ページの「3 基本的な方向」におきまして、国民各層がこの問題を他人事ではなく我が事として捉え、理解するだけにとどまらず行動に移すことが必要という意識で、どういう行動をすべきか記載しているところでございます。

その次に、3ページ中段以降から9ページにかけて、「Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項」でございます。

まず「1 求められる役割と行動」では、特に消費者については買い物、食品の保存、調理、外食といった各場面に分けまして記載しております。そして、農林漁業者・食品関連事業者については、業種等に分けて期待される行動等を詳細に記載しております。

そして、当然のことながら全ての主体の関与が必要でございますので、6ページにあり

ますとおり、国・地方公共団体はもちろん、消費者団体、NPO、マスコミも含めて期待される行動を記述しているところがございます。

6 ページの真ん中から下のほう、「2 基本的施策」でございますけれども、国や地方公共団体が推進すべき取り組みについて、生産から消費に至る各段階においてポイントとなると考えられる取り組みを盛り込み、記載しているところがございます。

「(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等」では、消費者に対する暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発、期限表示の正しい理解の促進、外食時の食べきりや持ち帰りに係る啓発、食品関連事業者が行う取り組みについての理解の促進などを記載しているところがございます。

「(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援」では、規格外の農林水産物の活用促進、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和の一体的な促進、季節商品の予約販売等、需要に見合った販売の促進、小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取り組みの促進、「自己責任で持ち帰り」を「当たり前」にする啓発の推進などを記載しているところがございます。

(3) では新たに創設する表彰制度、(4) では実態調査など、そして、(5) では情報の収集、提供について記載いたしており、「(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等」においては、国民のフードバンク活動への理解促進や、フードバンク活動への支援について記載しているところがございます。

最後に、9 ページから11 ページにかけて「Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項」でございます。まず1 は地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画について記載しております。(1) は意義について。(2) は食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項というところで、地方公共団体と関係団体、事業者やフードバンク、活動団体等との連携について記載しているところがございます。

そして、「2 関連する施策との連携」で関連する法律や計画等々、目指すべき方向は共通している旨を記述し、最後のページ、3 で食品ロスの削減目標についても総合的に推進することを記載している。

最後に「4 実施状況の点検と基本方針の見直し」で、この基本方針につきましては、おおむね5年ごとに見直しについて検討をするということを記載しているところがございます。

以上、簡単でございますが御説明申し上げます。

○伊藤長官 それでは、ただいま御説明いたしました基本方針の素案につきまして、委員の皆様方から御発言をいただきたいと思っております。お手元に資料がおありの方は、資料4のグループに委員の方々の御提出いただいた資料がございますので、これも御参照いただければと思っております。

それでは、上村委員から順に御発言をいただいた後、議論の時間を設けたいと思っております。

上村委員、どうぞよろしくお願いたします。

○上村委員 東京家政学院大学現代家政学科の上村と申します。

資料4-1をごらんください。

第1回会議において、「生活者」は英訳ができない日本の自生え、独自の言葉ということをお紹介し、生活者の視点から基本的施策への意見・要望を出させていただきました。加筆修正希望例も資料4-1の最後のところにワードでつけさせていただいておりますけれども、第1回で示しました基本的施策への意見・要望に関連した2点をセレクトして、発言させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。「消費者の自己責任」という表現がこの案の中には、複数出てまいります。その表現を使うのであれば、食のリテラシーを現場から高める家庭科教育、調理実習の充実を要望いたします。

1ページをおあげいただきたいと思っております。

家庭科が小学校・中学校という義務教育に組み込まれていて、国の学校教育の制度として高校、大学まで一貫した流れとなっている国は、世界中を見ても日本ぐらいでございます。

本日、実は会議に2個入りの笹餅を4個持ってまいりました。この賞味期限は、昨日12月15日でございますが、つくった人は五所川原のおばあちゃんです。冬はすめめの焼かれる石炭ストーブ列車で知られる津軽鉄道で、75歳で一人6次産業を起業した桑田ミサオさんが、笹をとり、井戸水をくみ、小豆ももちろん、もち米も育てて、津軽じょんがら節を歌って、津軽鉄道を活性化するためにつくったという笹餅でございます。

ミサオおばあちゃん、75歳で起業し、92歳で現役のミサオさんの笹餅への信頼、尊敬があるから、賞味期限が切れておりましても、もちろん喜んで自己責任で食べます。

信頼のものの一つは、本学の調理室で学生たちと一緒につくって食べたこと、一緒に作り、一緒に食べる経験、販売されるプロセスまでの理解、生産者への尊敬につながる、それが調理実習だと思っております。そういう機会を充実させることをまず申し上げて、消費者の自己責任という表現に関して希望を出させていただきたいと思っております。

次の【意見・要望2】で、食品ロス削減、持続可能な生産の責任という部分の表現にも注意をしていただきたいと思います。消費者の責任という表現で、プライベート領域に食品ロス削減が押しつけられるという誤解を生じさせないような表現で、分断された生産と消費をつなぐ目的の食品ロス削減なのだとわかるように記述をしていただきたいと思います。素案には、例えばSDGsの説明はSDGsでとめず、No.12持続可能な生産消費まで入れて記述をしていただければと思います。

パワーポイントの最後になります。食と地域の農をつなぐということがエシカル消費を教えてくれると私は思っております。「さようなら消費者 こんにちは生産消費者」、前回も申し上げましたけれども、この食品ロス削減の推進案がそのような活動を進めていくものになっていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、浦郷委員、お願いいたします。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷です。

素案についての意見を申し上げます。

まず、3ページ、4ページの「1 求められる役割と行動」の消費者のところなのですが、前回私のほうで、消費者には食品ロスの現状を知ってもらい、消費者の暮らしの中でできることは何か考えてもらうことが必要ということをお願いしましたけれども、この方針素案を読むと、期待される行動というのが事細かに書いてありまして、これはもったいないと思う人の多くは普段から普通にやっていることだと思うのです。これを事細かに国から〇〇することと言われるのは、私は読んでいてとても嫌な気持ちになりました。

大事なのは食品ロスの現状を知ってもらうことで、その上で消費者が何ができるかを考えてもらうことだと思います。この細かく書いてあることというのはその一例であって、生活の中のちょっとした工夫で削減できるということを伝えればいいと思います。この方針案がこのまま箇条書きで書かれるのかどうかなのですが、私はそうではなくて、今言ったことの意味が伝わるような文章に書き直していただきたいと思います。

それから、基本的施策の7ページ「(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援」のところ、前回も安易なりコールのことを申し上げました。商品の安全性とか健康上に影響のないリコールが、この1カ月ほどでも6～7件あります。実際にどのぐらい回収されて廃棄されているのかというところはわからないので、ここをきちんと調査してもらって、廃棄が多いのならばやはり何か対策をとるべきだと思います。

これは厚労省のmatterなのかよくわからないのですが、できれば方針に盛り込んでもらいたいと思いますが、方針に入らなくとも、行政や事業者団体と流通小売店のほうでぜひそこは考えていただきたいと思います。

それから、8ページの「(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等」のフードバンクのところになります。私は、この削減法案というのは、もともとフードバンクの活動団体の要望から議員立法でこの法律ができたと理解しております。立法により地域の自治体で推進計画がつくられて、フードバンクとの協働が位置づけられたというところはとても大きな前進だと思いますけれども、やはり国がもっと積極的に支援すべきだと思います。

前回、米山さんから発言がありましたけれども、フードバンク活動への理解を促進するだけでなく、基盤整備、インフラのところを国はもっと整えるべきだと思いますし、フードバンク活動の支援は具体的に何かということ、助成金等の財政支援ということも、できれば書き込んでいただきたいと思いますが、食品取り扱いに関する手引きの周知ということも、法的責任のところを米山さんはおっしゃっていらっしやったので、そういうところももっと書き込んでいただいて、もっと国が積極的に支援すべきだと思います。

最後に10ページの(3)、計画策定の支援なのですが、私、前回支援を明確にということを行いました。情報提供、研修機会ということで書かれていますが、計画

を策定して進めていくときの主体となる部局がどこなのかも含め、これは環境部門もそうですし、食べきり、持ち帰りだと食品衛生部門とか、消費者教育だと教育委員会の部門とか、いろいろなところと連携するようになると思います。この連携がうまくいくと非常に進むのですけれども、うまくいかないとなかなか進まないというところで、例えば部局の連携を進めるときに、省庁からたった一枚通知書があるだけで結構変わるという話なども聞きますので、ここの連携がうまく進むような支援、また首長への理解促進というところもぜひお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、川村委員、お願いいたします。

○川村委員 食品産業センターから出席をさせていただいております川村でございます。

まず、私のほうからは、この素案について気がついた点を大きく分けて2点お話し申し上げたいと思います。

前回の推進会議において、フードチェーン全体で取り組むべき3つの課題について申し上げます。1つ目が商慣習である3分の1ルールの見直し。2つ目が日配品などの発注リードタイムの延長。そして、3つ目が賞味期限の年月表示化でございます。

今回の素案の中ではそれぞれについて織り込んでいただいておりますが、2つ目の発注リードタイムの延長については、5ページの17行目に「食品小売事業者と連携した適正受注を推進すること」、また、22行目に「日配品の適正発注の推進等」と記述していただいていると理解しておりますが、この表現では意図が十分伝わらないのではないかと感じております。

例えば、日配品の発注リードタイムを前々日にすることで、申し上げましたような見込み生産から受注生産が可能になり、食品ロスが削減できるという関係を記述していただくとか、「適正受注、発注」という表現は「適正なリードタイムを設定した受注、発注」という表現に変更していただければと思っております。

発注リードタイムの見直しにつきましては、トラックのドライバー不足という物流問題の観点からも効果が期待できると考えております。

こうした商慣習の見直しは、これまでも農林水産省でも製・配・販の関係者を集めた検討会を開催するなど、取り組みを進めていただいておりますが、製造業、卸売業、小売業がそれぞれ個別に動いていて全体としては進まないといった印象を持っております。フードチェーン全体で取り組みが進むように、行政のほうで商品カテゴリーごとのガイドラインを出すこと等もあわせて検討いただきたいと考えております。

2点目は、フードバンクに関する記述であります。

フードバンク活動については、前回の会議で、食品を提供する事業者の立場からすると、提供する食品が原因で食中毒などの事故が起こった場合の責任の所在が曖昧なままだと、フードバンクへの提供に二の足を踏むことになると申し上げます。



この点については、9 ページ 3 行目、4 行目の中で「食品の提供等に伴う責任のあり方について、外国の事例の調査等を行い、検討する」と記述していただいておりますが、もう少し踏み込んでいただいて、例えば「食品の提供等に伴う責任のあり方について、外国の事例を参考に法制化を検討する」といった変更をしていただきたいと思います。

また、フードバンク活動は、需要と供給のマッチングがフードバンクが機能するためのポイントでもあります。先日、新聞報道でも報じられましたが、需給の一元管理の仕組みの構築が進められるということであるなら、そういった具体的な取り組みを基本方針に織り込むべきではないかと考える次第であります。

フードバンク活動は、食品ロス削減の側面だけではなく、生活困窮者への支援という側面もあり、社会的に大変意義のある活動と認識しております。ぜひともこの活動が円滑かつ積極的に進められるような体制づくりをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、小林委員からお願いいたします。

○小林委員 愛知工業大学の小林と申します。ドギーバッグ普及委員会の理事長もやっています。

全体的に大変網羅的で、よくまとめられたなと私は思っていますけれども、ほかの委員も指摘されているように、ちょっと表現が気になるところが幾つかあったので、それを申し上げたいと思います。

まず5 ページ目、上から7 行目ぐらいに規格外の農林水産物を有効活用ということなのですが、よく入れてくださったなと思うのですけれども、これはマーケットをどういうふうに維持するかということが非常に重要なポイントで、1 つ申し上げたいというか、何かいい表現があれば入れていただきたいのは、過度な安売り競争を起こさないというところは絶対担保しないとイケないと思っております、規格外のものを適正価格でちゃんと買うのだという観点がないと、ただの安売り競争になって産業がめちゃくちゃになってしまうので、ここはぜひお願いしたいと思っております。

その延長で、生産過剰とかあるいは輸入の過剰、これはどちらがどういうバランスなのかというのは置いておきましても、供給の過剰の抑制というのは食品業界を含めて非常に難しいところだとは思っておりますけれども、これから人口が減っていくというようなマーケットが予想されている中で、例えば質の転換とかいい食文化を、これまでの量的なアプローチではなくて、質的なアプローチでもってつくっていくのだというような、産業界も割と取り組みやすいような表現に変えていただけるといいかなと思っております。

これは企業の組織体制の問題なのですが、もうやっていらっしゃるところはあるのですが、いろいろお話を聞いていますと、この問題に対する部局といいますか、窓口がなかなか一本化されていなくて、取引関係につきましては現場レベルで判断してしまっているとか、フードバンクで寄附の話をするときに、特に大きい組織ですとどこに持ってい

っていいかわからないと。行政でもありますけれども、企業さんでも縦割りというのがここで非常に問題になっているので、そのあたりの組織体制をしっかりと構築するのだという文言がどこかに欲しいなと思っています。

あと、ドギーバッグの表現が幾つかありまして、上村先生もおっしゃられていましたけれども、自己責任は非常に重要なのですが、その自己責任の意味合いとして消費者教育ということを上村先生はおっしゃいましたけれども、逆に無理に持ち帰らせるというものではないのだという文言があったほうが、非常にこの法律に対する信頼感といいますか、目的が余りに環境問題過ぎるといいますか、そうではなくて、先ほど言いましたように、いい食文化をつくっていくのだというようなゴールを見据えながら、環境問題はこうなんだとか、食事のあり方といったような書きぶりのほうがいいのではないかと考えています。

8ページ目にフードバンクの言及がありますけれども、フードバンクに関しましては寄附文化というもののなさが非常にネックで、SDGsとかESG投資などについても、特にミレニアル世代とかの分析などを最近私はよく見ますけれども、お金一辺倒ではないそういうマーケットの動きがすごく強まってきていて、私たちの世代は本当にお金お金みたいなどころがあるのですけれども、今の若い世代はそういうことではないので、未来志向で新しいマーケットみたいなどころで、やはり寄附文化的なところを入れていただきたいくて、それは食品の寄附では全くなくて、食品もどこでも余っているのです。

川村委員からは物流への言及がありましたけれども、フードバンクでは物流寄附とか、寄附の募集をPRする場合には広告代理店さんからの寄附とか、お金の寄附もありますが、そういったようなところまで含めた寄附を推進するというか、それも一緒にやっていかないと、国にどれだけお金があっても足りないのではないかなと危惧しております。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員 ありがとうございます。

それでは、私は資料4-2ということで資料を提出させていただきましたので、まずこちらからお話をさせていただきたいと思います。

私自身はジャーナリスト・環境カウンセラーとして動いておりますけれども、こちらには全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長ということで声をかけていただいております。前回はこの協議会に関して紹介をさせていただきましたが、全国47都道府県全と市区町村362が直接参加していただいているネットワークです。

今回のこの基本計画の素案に関しましては、このネットワークも普段から大事にしている、各主体の取り組みと連携によって運動を盛り上げていくこと、そして、事業者市民のつなぎ手としての自治体の役割を自覚しながら取り組んでいくという方向性に一致するものと賛同しておりますので、こういう流れでぜひ取り組んでいきたいと多くの自治体から声が届いております。ただし、今回、全体を集約する時間がありませんでしたので、この

意見は私の意見書ということで出させていただきました。

4点なのですが、1点は、今もお話をしましたけれども、既にこの計画づくりの準備を始めている自治体もありまして、全国に積極的に呼びかけていきたいと思っておりますが、都道府県と市区町村では廃棄物の掌握範囲が違ふこととか、同じ自治体の中でも食品ロス削減の取りまとめをしているのが、例えば農林部局なのか、産業部局か、消費者行政部局か、環境廃棄物部局か、実は地域によっていろいろな違いがあります。それによって地域性が出てくるということなのですが、今回の計画はかなり詳細にいろいろ書いていただいております。この内容全体を網羅すべく呼びかけようと考えておりますけれども、個別計画をしっかり策定するのか、廃棄物処理計画の中に章立てをしていくのかとか、自治体によってやはりいろいろな考え方を持っておるようです。柔軟に受け止めていただきたいと思います。

この計画づくりに必要な、最低限の要素のガイドラインを策定いただくとか、何かそういう方向性も持っていただければ、全国的に明確に計画づくりが進むのではないかなと思います。

2番目なのですが、目標をどういうふうに設定するかというところですが、国の食品ロス削減目標「2030年度までに2000年度比で半減」が明確に出ておりますので、ここに貢献すべく広げていきたいと思っております。

ただし、計画策定時には明記が望ましいということで、「食品ロス削減に関する各指標」と書いてありますが、廃棄物削減量とか廃棄物処理費用削減分とかCO2の排出削減量を目安として書いたらどうかとあります。非常に細かく指定していただいている、これを各自治体でどういうふうに計算をするのかなど、ある程度の流れ、算定方法などを明確にさせていただいたほうが、各自治体の取り組みを今後見える化するときに、比較がしやすいということにもつながるのではないかと考えております。

3番目なのですが、実際にいろいろと話を聞きますと、地域の現場では、外食店での食べ残しを自己責任で持ち帰ることにに関して保健機関の方とのお話し合いとか、フードバンクとの連携が期待される社会福祉部局の方とのお話し合いとか、災害用備蓄品の担当機関などとの連携など、まだまだいろいろな課題があると考えている自治体も多く、そういう多様な機関との連携になかなか難しい中で取り組んでいるというのが実情です。このような実情を把握していただき、積極的に担当省庁の皆様も御配慮いただければありがたいなと思っております。

最後、4番目になりますが、宴会の食べ残しというのが特にこの年末時期も大事なのですが、各自治体は呼びかけを工夫して、事業者と消費者市民の呼びかけのつなぎ手ということで、例えば全国事務局を担う福井県では宴会五箇条、松本市では3010運動、富山県では北アルプスの標高に合わせて3015運動と呼んだりして発信しております。

3010運動は呼びかけがわかりやすいと人気があるので、今回この計画案の中の「求められる役割と行動」などで書いていただいているのは嬉しいのですが、それだけが特

出しで書いてありますので、「おいしい食べきりを呼び掛ける、例えば『3010運動』など」とか、何か全体を網羅できるような表現にしていただければ全国で元気に取り組めるのではないかなと思っております。

なお、資料参照とありますが、今、ちょうど年末年始で、食べきり運動としてこういう期間に共同キャンペーンを呼びかけております。それに関して呼応していただいている自治体のポスターを最初に少し紹介させていただきましたけれども、その後に現在取り組んでいる地方公共団体のリストを全部出させていただきました。どういう内容でこの年末年始の共同キャンペーンをやっているかということ自治体ごとに明記させていただいております。ぜひいろいろ関係するようなどころにも呼びかけて、一緒に地域で連携運動など広げていただければ大変ありがたい。

最後の資料ですが、こういう呼びかけをより広めるために、福井県では地域の食べきり協力店と協力しながらスタンプラリーをして、多くの市民の方に食品ロス削減に熱心なお店に食べに行ってくださいような呼びかけをしております。少しずつ呼びかけの方法が広がっている事例としてご覧いただければと思って添付させていただきました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

ちょうど鈴鹿市長の末松委員が今日はお休みなので、地方公共団体に関する御意見等々についてはまた末松委員にもお伝えして、御意見も伺いたいと思っております。ありがとうございます。

引き続き、高岡委員、お願ひいたします。

はい。

○高岡委員 ありがとうございます。

前回は欠席いたしまして、申しわけございませんでした。

まず最初に、素案について気づいた点でございますけれども、4ページに「常に十分な量の多様な食品が店頭に置かれていることを望む消費者の意識に配慮して食品小売業者等が過剰に食品を仕入れざるを得ないことが食品ロスの発生要因の一つである」とありますけれども、実は、食品は小売業者にとっては現金と同じでございます、過剰にということはまずあり得ません。ですから、この表現はぜひ外していただきたいなと思っております。

必ずお店に置いたものは100%売り切るという意識でやっておりますし、一つでも残しましたら大変な問題でございます、例えばデイリーのお惣菜なども常にロス管理をしながら、いかにロスを減らすかという努力をしているという現状でございます、販売業者が食品ロスを気にせずに商品を並べるということはまず100%ございませんので、ぜひこの表現は外していただければ幸いです。

あと、フードバンクの考えでございますけれども、確かに貧困層に対して賞味期限ぎりぎりの商品を渡すというのはよさそうに見えるのですが、実はこれ、私は非常に大きな差別につながると思っております。

現実問題、手前どもの会社にも、何らかの理由で親御さんと一緒に暮らせない、そして高校卒業されたといった方が面接でいらっしやることもあります。その方と話をしていると、その子たちはまず携帯電話を持ってません。なぜと言ったら、税金で私たちは養われていますからと言います。それで、自分たちで賞味期限ぎりぎりのものを担当を決めて買いに行くらしいのです。これだけ安く買えたというのをやっている。普通の一般の子たちと比べて、実は非常に考えが狭くなっています。

子供たちは何の責任もなくて、何らかの形で親御さんと住めないわけであって、果たしてその子たちに最低限の、しかも食べ残しを与えるような生活を推すことがいいのかなと感じます。

ですから、このフードバンクという考えは間違いではないと思うのですが、貧困層を助けるとかという世界ではなくて、普通の方々がちょっと生活を楽にしたいからとか、家計を少しでも助けたいというイメージで利用いただけたほうがいいかなと思っています。

そういう子たちの支援はこういったものではなくて、先ほどおっしゃっていましたが、もっと違う形の支援で、最低限の生活をさせるのではなく、普通の子たちと同じような生活ができるような形をぜひ推進していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

あと、フードサービス協会のほうの話でございますけれども、資料4-3にまとめさせていただきます。

まず先ほど申しましたように、我々、原材料費率、人件費の高騰というのは非常に問題でございます。両方とも大変なお金だと思っています。原材料もお金でございますし、人件費も大変なお金でございます。これをいかに低減する、効率よくするかということ常々考えている団体でございます。

その中で、今、この四角の中に入っておりますけれども、どんな対応をするかと申しますと、まず曜日別、天候別などの来店データを活用した客数の予測精度の向上、在庫管理の徹底による食品ロスの減少、仕入・仕込みの小ロット、小ポーション化、小盛りメニューの導入、つくりおきからオーダー後の発注へのシステム切りかえ、フライオイルの寿命の延長、前処理加工した食材の活用による調理残渣の抑制とやっております。手前どものフードサービス協会はいろいろな会社が入っておりますが、実際に各社がやっている例を若干載せさせていただきました。

まず計量による食品ロスの削減。提供メニューの品質維持のために、お客様の食べ残し量を全店で計測しまして、本部で把握します。実は、これは生ごみが多いところは売れていない店だという形で指導を入れるぐらいに、残渣を徹底的に減らそうという活動をやっております。

また、仕入・仕込みの小ロット化などによる食品ロスの削減、これは今各社、特にチェーン店におきましては、調理場に包丁がないということもあるぐらいに徹底的に生産性を高めております。そんな中で、いかに調理ロスをなくすか、食品ロスをなくすかという

ことを実施しております。

あと、小盛りメニューの導入は、実際に今、お客様自身も御飯を少なめにしてくれといったような声が非常に多いですけれども、そういったものに対応し、しかも、小盛りにすると値段を少し安くしますよという形で、小ロットを頼みやすくするというのをやっております。

また、需要予測の高度化による食品ロスの低減は、全社的にやはりチェーン店でございまして、各お店の仕入れ等いろいろな需要予測を各社いろいろなノウハウを使いまして実施いたしまして、ロスがないようにしております。

つくりおきからオーダー後調理へ、これは「メイド・フォー・ユー」と言われておりますけれども、ファーストフードなど、注文があってからできたてを提供するというのをやっております。

あと、食べきを促すプロモーションは、あるお店によっては、お客様がちゃんと食べきったらすごいねと言ってスタンプカードを渡すというような形で食育の活動をしております。

その他、前処理加工した仕入れ食材、タマネギの皮むきですとか芯抜きのキャベツ、カット野菜などを使いまして、厨房でのロスを低減しております。

ちなみに、私の店は鍋屋でございましてけれども、先日から始めたのがしゃぶしゃぶなのでございまして、しゃぶしゃぶの春雨というのは鍋に入れますと中でばらばらになってしまいます。これはなかなかとれないのです。これを、ニンジンを輪切りにしたものに通しまして、鍋にそのままじゃぼんと入れていただきますと、ぷうっと膨れて抜けないのです。それごと全部すばっととれて、きれいに鍋の中がなくなる。こういったものも一つのロス削減だなと思ってやっております。

しかしながら、外食産業の食品廃棄物には、他の食品産業では発生しない食べ残しが含まれており、お客様に提供（販売）後に発生するための食べ残しの削減は、事業者のみの努力では難しいという課題がございます。また、食べ残しの持ち帰りにおいては、安全衛生の面で、お客様と店舗の間で十分なコミュニケーションが必要との課題があります。

外食産業としては、このような課題についても、自治体を初め、行政機関、消費者団体などと連携し、ライフスタイル変革を促す国民運動として今後も一層取り組んでまいります。

そして、実施に当たっての要望でございましてけれども、基本方針の骨子案Ⅱの「2 基本的施策」では実態調査及び調査・研究の推進が盛り込まれていることから、全国展開している外食事業者などには、全国全ての市区町村、自治体から別々に調査報告を求められる可能性があります。このことで、人手不足が深刻化している外食産業で新たな報告作業に限られた人手と時間が費やされる可能性があります。食品リサイクル法の定期報告で既に把握予定の市町村ごとのデータと情報共有を進めることなどで報告作業の重複を避け、事業者にも過度の負担を生じさせないよう、御配慮をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、土井委員からお願いいたします。

○土井委員 日本人が実はユニークな食文化を持っているということは、世界の人から注目されるように認知されていることだと思います。しかし、その世界中の人たちというのは、全ての人たちが持っておったものなのですから、それをいまだに日本人が持っておるといふようなことなのです。それは、自然との共存性というようものを起点にした日本の食文化です。

今、このような席で私は非常に場違いな感じと、自分が申し上げたいことをどのように伝えようかと思って非常に苦労して考えておる最中なのですが、何か新しい文明社会というふうなものの中に私たちは今あるのですけれども、その中にいかに参加するかということが、現代人の養成された科学的態度というふうなことがあると思うのです。

しかし、最初に申し上げた日本人としてのユニークな食文化、あるいは生活スタイルというふうなものを随分犠牲にしてきた部分があるかと思うのです。ですから、その文化的態度というふうなものをもとに、日本人は十分に世界に発信できるようなメッセージを持っておるのだということです。しかし、それを今の現代人が、日本人さえどれだけ理解しておるのかということ非常に懸念しておるということです。

日本では、常にケハレというふうな、ケとハレという対立した関係ではなくて、ハレという非日常の時間、お祭りであるとかお正月。そして、ケハレという本当にいいこと悪いこと全てを含んだ日常。それに、忌み嫌うというか死人が出たような日の送り方、穢れというケ。そういうふうな生活の世界観を持っておったのだということです。その世界観というのが社会の変化によってどんどん崩れていくわけですから、その世界観の崩れというのが、常に上層階層に対する羨望が働くということです。

例えば芋の煮方一つにしても、ケの煮方ですと何も捨てる場所がない、栄養価値を何も捨てる場所がない、皮をむかないという、普段は何も捨てないということが私たちの食文化の中にあるわけですから、ただ、お祭りですと、同じ芋であっても六方にきれいに皮をむくというふうなことからすると、そこで栄養価を捨ててしまっているわけだから、だしで補わなくてはならないというふうな、一つの食材に対しても全てケとハレという区別があるということです。

それを全部、毎日ハレという日常化すると、日常から捨ててしまうことになっておる。それが、例えばお肉屋さんですと、切り落とし肉というものが常にあります。あれはお肉の切り落としだから細切れ肉として販売するけれども、他のものは全部切り落として廃棄してしまうというふうな私たちの食習慣があって、それが現代がごみ生産社会になる大きな根本原因になっておるのではないかと考えております。

ですから、こういう文化的態度というふうなものを一人一人の国民の問題にすること、それを実践する方法としての一汁一菜というふうな物の考え方、これは何も新しい考え方

ではなくて、大昔から私たちは持つておった感覚です。それが、今でも相撲取りにおけるちゃんこ鍋というのは、まさに味噌汁と御飯で体を大きくして強くなるという食生活、それにプラスアルファするのが日々の楽しみだというようなことです。

食は人の形をつくるもの、食は国の形をつくるものと考えますと、おのずから皆さん、国民が自分たちで今、傷ついた地球をいたわることに参加できるというような方法をみずから学び、子供たちでもみずから御飯を炊いて味噌汁をつくるということができれば、かなり実現可能な、あるいは、一人一人がみんなでしようと言わなくても、一人一人が「ああ、いいな」と思って、それができるといような方法を既に日本人は持つていて、それは世界のメッセージになるものであると考えております。

もう一つ、自己責任ということに関しては、やはりみずから自分で判断するという意味からすると、「自己判断」と言うのが適切ではないかと思っております。「自己責任」といような言葉は他者に言うべき言葉ではなくて、自分をみずから律するために使うべき言葉。言葉の使い方なども、責任回避のために使うといようなことは、国民は何となく怪しいなと、すぐに受け取られないのではないかと思っております。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、長島委員、お願いいたします。

○長島委員 全国学校栄養士協議会の長島と申します。

私は日々、学校給食という大量の食材を扱って調理をし、子供たちに提供している現場に向かい合っておりまして、食品ロスに対しても切実な問題意識を持つているところです。

素案の3ページに基本的な方向として示されている、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識した上で行動に移す。このことは子供のころからしっかり身につけることが重要だと考えます。子供のころに身についた習慣は大人になっても生かされます。子供は未来の親でありますし、消費者でありますから、食品ロス削減の必要性あるいは大切さを教育の段階で学び、体得させる機会を持つことが必要だと思っております。

この視点に立って、2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目、求められる役割と行動の記述がありますけれども、私どもの学校給食調理場など、全国にたくさんある集団給食施設は、この枠組みの中では食品関連事業者に入るのでしょうか。

7ページの「(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援」で、規格外の農林水産物の活用を促進するとありまして、大量に食材を扱う調理場で、地場産物の活用にあたって取り組む方向として規格外品を有効に活用すると読み取れなくもないですけれども、いま一歩確実な取り組みにするために、集団給食施設等の表現でも明記していただくことはできないのでしょうか。

2点目です。6ページからの「2 基本的施策」の7ページ中ほど、「児童・生徒・学



生に対し、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、学校・家庭・地域など身近なところから取組を実践するよう促す」とありますが、この表現だけでは徹底につながりかねます。もう少し踏み込んだ書き込みができないものでしょうか、と考えているところです。

例えば、児童・生徒が義務教育の中で食育の一環として、あるいは先ほど上村委員からもありました、家庭科、特別活動、社会科などの教科学習において食品ロスを理解し、行動変容につなぐことができるように、教育段階で取り組むことが必要あるいは望ましいのような形で、位置づけることはできないものかと考えております。

私どもの会では、前回、本会作成の中学校における食品ロス削減の学習指導事例を紹介いたしました。本日は、小学校の事例と「ろすのん」を活用した中学校の給食の時間における指導事例を紹介させていただいております。

このような形で学校教育の中に位置づけていただいて、取り組むべきこととして、児童・生徒に食品ロスの意識づけ、あるいは行動ができる子供たちに育てていけたらと考えておりますので、御検討よろしく願いいたします。

以上です。

○伊藤長官 長島委員、ありがとうございました。

引き続き、古屋委員、お願いいたします。

○古屋委員 日本フランチャイズチェーン協会コンビニエンス部会長として御報告します。

この素案については、私はある程度はまとめているなど感じております。

ただ、大事なことは、これを消費者、製・配・販、国が具体的に進めるということがこの会議の位置づけではないかなと思います。

そういうところで、今、進めている中で少し壁に当たっている、もしくはこういうことを検討していただきたいということで御説明させていただきます。

資料4の一番最後に入っています。1点目ですが、今、我々はフードバンクに対しても、17の都道府県、24の自治体と取組んでおります。

ただ、寄附商品に関するリスクは絶対にあります。御存じのように、諸外国では、寄附商品によって一部商品事故が起こったとしても、意図せざる善意の行為であれば給付者に責任を問わないという法制度が整備されているということで、ぜひこういった免責制度も次のステップとして検討していただきたいと思います。

2点目ですが、今は販売だけではなくてサプライヤーとも一緒に食品ロスの削減を推進しようということで、今年1月から野菜工場をスタートしています。今、レタス、キャベツ、ホウレンソウを神奈川の約1,000件でやっています。

露地物の栽培ですと一般的に歩どまりが約60%、野菜工場ですと90%ほどの歩どまり率ということで、かなり食品ロスを下げることができます。また、売る側には安定供給が図れるということですが、ただ、どうしても多大なコストがかかることも実態です。こういう取組みについても、何か支援というものがあつたら、もっとこの素案の内容を進めてい

けるのではないかなと思います。

3点目です。今、肥料化、堆肥化、飼料化するために、独自のエコ物流のところで組んで、店から出た廃棄をリサイクラーに回して、これがまた生産者専用工場に回るという循環型の工夫をしています。ただ、現在、全国の140カ所程度しかリサイクラーがないということで、なかなかこれが持続的に機能しにくいという状況になっていますので、ぜひこういった御検討もお願いしたいと思います。

最後のページは総論ということで記載していますので、ぜひこの素案を具体的に進めるための課題として御提案させていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、三科委員、お願いいたします。

○三科委員 私は全国スーパーマーケット協会の三科でございます。山梨県、長野県でいちやまマートというスーパーマーケットの社長をしております。

今回の会議ではほかにも山梨の方が参加されていらっしゃる、心強く思っております。

前回の会議は欠席いたしまして、まことに申しわけございませんでした。

全国スーパーマーケット協会は、主に今、300社ございます。きょうはそういった活動の中での御意見とさせていただきます。

きょう、皆様方大変貴重な御意見をお聞きしておまして、私のほうからあえて申し上げますと、自分の業界にかかわっていることのみ集中してお話をさせていただきたいと思います。

まず、何と言いましても、納品期限の3分の1ルールというのが一つ。これは皆様方という我々の業界のルールになっておまして、法的に決められているわけでも何でもないのですが、実は現実にそれがまだ実行されているというのが現状でございまして、もう少し踏み込んでこの2分の1ルールへ国からの指導を入れていただいたほうが実行できるのではないかなと感じております。

それから、賞味期限の日を入れない年月表記も、ぜひ国のほうからしっかりとした法制化をお願いしたいと思います。

それと、私どもが直接関係しておりますのがフードバンク活動でございまして、私どもも全店協力させていただいておりますが、スーパーマーケットとフードバンクというのは非常に近い関係にありまして、この活動をこれから振興するにおきまして、今、古屋委員がおっしゃったような責任問題というものはやはり非常に大きな問題になりますので、この辺もぜひお酌み取りいただきたいなと考えます。

それから、私は委員としてというよりもむしろ個人でいつも感じているのですが、外食で残したときに持ち帰ろうとすると、今は必ず拒否されるのです。もちろん責任問題ということで外食の方は拒否されておるわけですが、ぜひその辺をもう少し、せつかくこの会議の中ですから、外食の方も許可しやすいような環境づくりをしてほしいなと感

じております。

それから、先ほど土井委員がおっしゃった、自己責任ではなくて自己判断という言葉がいいのではないかというのは、私も全く同じでございますので、ぜひ組み込んでいただきたいなと思います。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、望月委員、お願いいたします。

○望月委員 NPO法人POPOLLOの望月と申します。よろしく申し上げます。

今回、資料4-6を用意させていただきましたので、そちらに沿って具体的に、方針につきましては3点ぐらいお話しさせていただければと思っております。

まず「1. 静岡県におけるフードバンク支援状況」といたしまして、左の利用件数というのは、フードバンクふじのくにの平成30年度の実績から各市町別の実績を出させていただいたものです。下に参考ということで、狛江市と盛岡市のデータをいただいております。

右の新規相談件数というのは、厚労省の制度であります生活困窮者自立支援制度におけます新規相談の件数を、厚労省の統計データと自治体からの情報提供をもとに作成させていただいております。

こちらでも詳しく説明する時間がないのですが、おおむねフードバンク利用件数と新規相談件数は相関関係があるかなというデータになっております。

2ポツにいただきたいと思いますのですが、まず生活困窮者自立支援制度は何かということなのですが、基本的に自治体に生活困窮者が相談に行く窓口を開設し、相談を受け付けています。相談者から相談が来るのを待って、それから支援が始まる形が一般的です。

ですので、3、支援が届かない人がたくさんおられますよというところです。まずそもそも制度があることを知らず、必要な情報にアクセスできない。支援を求めることに心理的ハードルが存在しています。

ということで、4番、相談の掘り起こしが必要だということです。その相談の掘り起こしについて、フードバンク支援はかなり有効かなと思っております。

次のページにいただきまして、とはいえ、フードバンクの支援件数は静岡県ではらつきがあります。というのも、フードバンク倉庫が静岡市にしかないものですから、東西に非常に距離がございますので、輸送費の関係が出てしまうということがございます。ですので、「支援の地域間格差」と書かせていただきましたけれども、同じようなケースなのに、静岡市により近い市ではフードバンク支援を受けられて、遠い市では受けられないという実態もございます。

ですので、まず1つ目としましては、輸送費の関係で何か補助制度ができないかということ、既に方針のほうで、少し細かいですが、提案させていただければと思います。

「6. フードバンク支援をさらに拡充させることによる食品ロス問題への影響」ですが、

フードバンクふじのくの実績によると、個別支援件数は2,515件、総重量40.7トンとなっております。仮にこのデータをフードバンク利用件数が多い富士市・島田市並みの実績値にまで増加させることができた場合は、年間支援件数9,637件、提供重量が156トンまで実績が増加するようになりますが、ただ、これはあくまで単純に件数がふえた時の話でありまして、静岡県では、ほかのフードバンク団体さんもそうだと思うのですが、個々の相談者の事情に合わせて食品セットをつくらせていただいております。きめ細やかな支援をさせていただいております。ですので、食品管理も含めた体制強化が必要となっております。これは結局お金の話になってしまうのですけれども、その補助制度などもつくっていただくと大変ありがたいです。

最後に、実績を増加させるための事例として島田市の例を挙げさせていただきました。

これは時間の関係で詳しくお話しできないのですけれども、最後のページにお手紙をつけさせていただきました。余りこういった場で資料としてつけるのはどうかなと思ったのですけれども、今回の我々の事業の意図を酌んでいただいているということで載せさせていただきました。

真ん中の図に、いろいろな島田市の課が連携しているということもございます。ですので、市の連携の件も触れていただいておりますが、有用性のあるものにしていただければと思っております。

困ったときはお互いさま、気軽に相談に行ける環境を整えていただくために、ぜひこの3つの方針の提案を検討していただければと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは最後に、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 米山でございます。

既に何人かの委員の皆様から、フードバンク活動への御意見、ありがとうございます。

改めまして私からは、フードバンク活動という視点から基本方針の素案に対して要望を申し上げます。大変重要な部分でございますので、3分での説明は難しいと思いますので御理解ください。

資料4-7をごらんください。

まず「1. 国内フードバンク団体の共通課題」ですが、(1)から(7)までございます。(1)から(4)までの共通課題の解決に資する項目の記載がまだございませんので、ぜひともその部分をお願いしたいと考えております。

具体的な項目は、「2. 基本方針(素案)に対する要望項目」になります。

まず1つ目ですが、国内フードバンクの共通課題を解決するために、フードバンク団体の基盤強化への支援を基本方針に記載していただきたいと思います。

その理由につきましては、次の2ページ目です。まず、全米最大の食糧支援団体であるフーディング・アメリカの活動による食品ロス削減量ですが、第1回目の会議で御報告い

たしましたとおり158万トンです。そして、この削減量は、2030年度までに2000年度比で食品ロスを半減させるという日本国内の目標達成に必要な削減量を上回っています。次の表1のとおり、右から2列目、削減目標値になります。そして、1つ左隣の列の2016年度の発生値との差が目標達成に必要な削減量になります。一番右の列のとおり、目標達成までに必要な削減量は、事業系食品ロス79万トン、家庭系食品ロス75万トン、合計154万トンの削減が必要になるわけです。フーディング・アメリカの食品ロス削減量は、これだけで国内の目標達成までに必要な量を上回っているということになります。

日本ではまだまだ取扱量は少ないのですが、フードバンク活動は、潜在的には食品ロスの削減に大きく貢献できるということがこの事例からもわかると思います。

ただ、一方で、フードバンク活動は、活動そのものから収益を得ることができません。国内の多くの団体は、十分な事業費が確保できず、取扱量がふえていないのが実情です。アメリカのようにフードバンクが食品ロス削減に大きく貢献するためには、フードバンク団体の基盤強化への支援、具体的には、活動に必要な人件費への補助やインフラ整備、研修、コンサルティング等が必要になります。また、フードバンク活動の効果的な事業実施や基盤強化のあり方を検証するために、モデル事業の実施による調査研究等も考えられると思います。

次の3ページ目は、フードバンク団体の基盤と食品ロスの削減量との関係についての補足説明となります。

なぜフードバンク団体の基盤強化がそんなに重要なのかということですが、結論としては、フードバンク活動を通して削減される食品ロスの削減量の上限はフードバンク団体の基盤に完全に依存するからです。

図1のとおり、アメリカでは黄色い円の企業や一般家庭から提供される食品より、緑の円、フードバンク団体の基盤、つまり、保管、運搬、配布能力が上回っている状況です。その結果として、158万トンの食品ロスの削減、4600万人への食糧支援が可能になっております。

ここで注意しなければいけないのは、今後、日本国内で企業や一般家庭から寄附される食品がふえたとしても、フードバンク団体の基盤を上回る量の食品ロスを削減することができないということです。

図2のとおり、仮説の話としてですが、仮に企業や一般家庭への周知が進み、643万トンの食品ロスのうち、100万トンの食品をフードバンクに寄附していただけるようになったとします。黄色い円の部分が100万トンだとして、それがそのままスムーズにフードバンクに寄附され、社会福祉に活用されるかというところではありません。緑の色の円がフードバンクの基盤で、保管、運搬、配布能力になりますが、仮に100万トンの食品が寄附されるような状態になったとしても、国内のフードバンクが1万トンしか保管、運搬、配布できないのであれば、その量が食品ロスの削減量上限になり、寄附された食品の社会福祉への活用も限定的なものになります。

そのため、食品ロスの削減と寄附食品の福祉的活用の拡大には、フードバンク団体の基盤強化が必ず必要になるということです。

そして、2つ目の要望は次の4ページの(2)になります。地方公共団体がフードバンク活動を支援するために必要な施策を実現することができるよう、具体的な支援策を基本方針に記載していただきたいという点です。

まず、その理由として、今回の基本方針の素案には、都道府県や市町村など、自治体がフードバンク活動に対して行う支援施策の具体例が記載されておられません。また、フードバンク活動の知見のない自治体自身が支援策を考えることは非常に困難だと思います。加えて、今後は基本方針を踏まえて自治体が食品ロス削減計画を策定することになっておりますので、全国の自治体からフードバンク活動への支援を推進し、食品ロスの削減量や福祉的な効果もふやしていくには、基本方針にフードバンクへの支援施策を具体的に記載する必要があると考えます。

また、先週、長崎幸太郎山梨県知事と面会する機会があり、その際、基本方針に関する意見交換もいたしました。フードバンクについての支援は、国がしっかりとした施策をつくり、地方公共団体に提案してほしいとの意見もいただいております。

時間の関係で細かくは説明できませんが、支援策の具体例と効果は次のとおりです。それぞれフードバンクの基盤強化や食品ロスの削減、また、福祉的な効果があります。

最後の5ページ目は、法律の関連条項と基本方針の素案について、特にフードバンクに関連する部分の整合性について補足説明をいたします。

法律の第19条第1項には「関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずる」という記載があり、今回の素案にもその内容が具体的に示されています。

また、5ページ目の一番下の第3項の責任のあり方についても素案に記載していただいております。ありがとうございます。

真ん中の第2項ですが、法律には、前項に定めるもののほか、つまり、関係者相互の連携強化だけではなく、国や地方自治体が民間の団体と行うフードバンク活動を支援するために必要な施策を講ずるということが記載されております。

これまで御説明したとおり、フードバンクの基盤強化と自治体が行うフードバンク団体への具体的な支援策を明記することが食品ロスを削減していく上で非常に重要になります。また、第2項に行政からフードバンクへの支援が明記されていることから、①のフードバンク団体の基盤強化への支援と②の地方公共団体が行うフードバンク団体への具体的な支援策を基本方針に記載していただきたいと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○伊藤長官 委員の皆様、本当にありがとうございました。

今、いただいたお話、恐らく基本的なスタンスから個別の文言、それから、法制度や支援策に至るまで、非常に幅広い御意見をいただいたかと思えます。

関係省庁からもそれに関連したことについて御意見をいただきたいと思いますが、まず

初めに、衛藤大臣から御発言をいただければと思います。

○衛藤内閣府特命担当大臣 それぞれのお立場での御経験を踏まえた貴重な御意見、ありがとうございます。

食品ロス削減のための国民運動を進めていくためには、委員の皆様のご団体をはじめ、関係団体と国や地方公共団体が連携、協働した取り組みを一層進めていく必要があると思います。

引き続き関係省庁を含め、残りの時間で議論が深まればと考えている次第でございます。  
○伊藤長官 ありがとうございます。

加藤環境大臣政務官、いかがでございましょうか。

○加藤環境大臣政務官 ただいま、素案に対して、根本的な考え方についての示唆深い御指摘から、仕組み上ももっとこういうところが足りていないというような御指摘、さらに、文言上に対して具体的な御提案まで、本当にさまざまいただきありがとうございました。

食にかかわらず生きていける人はいないわけでありまして、本当に多くの方々にとって受け入れやすい基本方針としていく必要があるのだなということ、それが実効性を上げていくことになるのだなということを改めて感じ、本当に貴重な御意見をいただいたことに心より感謝を申し上げたいと思います。

また、きょう御参加の委員の皆様方に関しまして、食品ロス削減推進法が成立していく前からもそれ以降も、特に皆様方が個々の御努力やお取り組みいただいているおかげで、最近いろいろな場面で、食品ロスに関連したニュースを一般の方々も見聞きする機会がふえていると思います。

こういったことで加速されて、社会全体として食品ロスの取り組みの機運を高めていくということもとても重要だと思っておりますので、日ごろの皆様方の取り組みに対しても感謝を申し上げながら、きょういただいた御意見をしっかり取りまとめていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き御協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、各省からも今いろいろいただいた御意見について、コメントがあればいただきたいと思います。

順番で恐縮ですが、文部科学省からいかがでございましょうか。教育の話も結構いただいたかと思っております。

○平山文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 文部科学省の平山と申します。

まず、上村先生からいただいた家庭科での取り扱いに関しましては、家庭科教育の学習指導要領の中でも、食育プラス支援や環境に配慮したライフスタイルの確立ですとか、消費者教育の一環としての無駄のない使い方、環境に配慮した活動に興味関心を持つことなど、まさに食品ロスの考え方というのは十分含まれておりますので、本基本方針の閣議決定を受けまして、家庭科教育の中でしっかりと実践されるように周知を図っていきたく

思います。

もう一つ、長島先生から御指摘が2点あったかと思うのですが、まず、教育の内容に関して、7ページの「児童・生徒・学生に対し、食品ロスの状況」というところなのですけれども、そこは各教科活動を通じてという具体的なことを入れてほしいという御意見かと理解いたしましたので、そのところも少し充実した書きぶりができるように修正を考えていきたいと思えます。

あと、集団給食提供サービスの提供に関してのところなのですが、そこは5ページの(2)に、まず農林漁業者から規格外の農林水産物の有効活用を促進することという、提供側からの部分についてどう書くのかということと、もう一つ、6ページの(5)に地方公共団体、教育委員会、学校は教育委員会所管ですので、地方公共団体の取り組みとして施策をどのように推進していくのかという、受ける側と提供する側と2面あるのかなと思いたしたので、長島先生の御発言の趣旨が一番よく反映される形で修正していきたいと思えますので、そこはもう一度内容についてお伺いさせていただけたらなと思えます。

○伊藤長官 順番、失礼いたしました。ありがとうございました。

農林水産省のほうからお願いいたします。

○塩川農林水産省食料産業局長 農林水産省食料産業局長でございます。

農林水産関係についても幅広く御指摘をいただきました。商慣習の見直し、フードバンクなどいただいた御指摘について、消費者庁とよく相談しながら、基本方針に入れられるものは入れていきたいと思えます。

その中で、何点かお答え申し上げます。

まず、小林先生から、規格外農産物の活用を進めるためには適正な価格で買うという観点が重要との御指摘がありました。我々もそう思っております。また、豊作時に全ての野菜が市場に出て行けば全体の価格が下がるものですから、例えば加工用途への転用、フードバンクへの無償提供など、仕向先を分けることが必要だと思っております、必要な支援も行っております。

また、高岡委員から、食品廃棄物等の市町村別のデータについては、食品関連事業者側の報告が二度手間にならないように定期報告データを活用していきたいと思っております。

三科委員から、納品期限を3分の1ルールから2分の1ルールにするため国が指導すべきという積極的な御意見を賜りましたが、国が指導するというよりも、取り組む品目の推奨が、国が取り組むことができるぎりぎりかなと思っております。現在、納品期限を緩和する事業者や品目を広げるように、取り組んでいるところですので、逆にスーパー側の御支援をいただくと非常にありがたいと思えます。

最後に、望月委員と米山委員からフードバンクに対する支援についての御指摘をいただきました。特に望月委員から輸送費に関する御指摘がありました。現在、未利用食品の運搬用の車両、あるいは保管に必要な倉庫、冷蔵庫をリースする場合に支援を行っております。そのほか、検討会の開催や研修に出られる場合の経費の支援も行っております。さら



に、来年度予算としては、川村委員からも御指摘がありました受け入れ側と出し手側の需給情報をマッチングするためのシステムづくりも要求をしております。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは厚生労働省から、フードバンクの話、食品衛生の話、要望があったと思いますが、よろしく願いいたします。

○吉田厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長 厚生労働省の吉田でございます。フードバンクの関係でお答えさせていただきます。

望月委員、米山委員、高岡委員から、フードバンクの関係と生活困窮者自立支援制度の関係で御指摘をいただいたと思います。

望月委員のところも含めてですけれども、フードバンクの取り組みを評価した自治体が、食料支援とあわせて本人の自立に向けた相談支援を行っていただいている事例があるところがございます。この相談支援というのは、私どもの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と位置づけていただいて、組み合わせてやっていただいている。それに伴って財政支援もさせていただいているというようなところでございます。

食料支援だけではなくて、こういう相談支援自立に向けた支援というものをあわせてやっていただくことを通じまして、親御さんの就労とか自立とかというようなところに向けて継続的に御支援をしていくというような枠組みもとっていただいている自治体もあるところがございます。

そういうものを私どもとしてもしっかりと、これまでも着手してまいりましたけれども、より望月委員などとも意見交換をさせていただきながらしっかりと把握していきまして、生活困窮者自立支援制度の枠組みによる実際のフードバンクに対する支援のあり方みたいなことを周知していくなど、フードバンク活動の応援をさらに進めていきたいと考えてございます。

○三木厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 厚生労働省の食品監視安全課長の三木でございます。

当省では、外食店における食べきりということで、消費者庁等で進めていただいている取組について、関係事業者や自治体の衛生部局等に周知をさせていただいております。その中では、食べきりをしていただければ一番いいのですが、特に持ち帰るという場合については、御家庭に帰っても再加熱をすとか、生もの等については持ち帰らせないといった食中毒予防の観点から持ち帰りをすることについて、事業者や消費者の理解を得るということで啓発等を進めているところでございます。

もう一点、浦郷委員から安易なリコールについてはどうかという御意見もございましたけれども、今般、食品衛生法の改正の施行を進めており、令和3年6月から食品衛生法違反等の安全性に問題があるものについては、事業者が自主回収を進め、リコールの届出を行っていただき、政府として広く国民の皆様へ情報提供するという、消費者庁と共管のリ

コール制度が施行されます。こういったことを周知していくことで安易なりコールがないように進められるのではないかと考えております。引き続き、食べきり等と同じく消費者庁等と様々な協力をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、経済産業省、お願いいたします。

○島田経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当） 経済産業省の大臣官房審議官の島田でございます。

私どものほうでは、小売あるいは流通を所管させていただいているという観点から、食品ロスの削減について取り組ませていただいているところでございます。

その中でも、先ほど農林水産省の局長様からも御指摘がございましたが、いわゆる3分の1ルール緩和が、まさに今、商慣習ということでかなり長く定着をしていたと。これを変えていくというのは大変難しいということで、さまざまな努力をさせていただいているところでございます。

先ほど農水省の局長さんからお話ございましたけれども、これの改善に向けまして、農水省さんの局長名あるいは経産省の局長名の連名で、各関係団体の方にこの3分の1ルール緩和についてのお願いをするということ、2017年と2019年の2回にわたって文書を出させていただいております。

なかなかすぐに効果が出てくるというものではないのでございますけれども、2017年時点での納品期限緩和企業の数字が2019年、2年たちましてやっと3倍ぐらいにふえてきているということで、少しずつ3分の1ルール緩和についても広がりが出てきてはいるという状況でございます。引き続き、これをさらにふやしていきたいと考えてございます。

そのほか、年月表示の導入も現場における働き方改革にも資するものでもございますので、こういったこともできる限り進めていきたいなと思っております。

それから、こういった商慣習の改善ということで申しますと、先ほど川村委員からも御指摘がございましたけれども、発注のリードタイムという問題がございます。

先ほど、前日の発注から前々日の発注にという御指摘がございました。ただ、これにつきましては、先ほど高岡議員からも御指摘がございましたけれども、最後の販売のところで売れ残りをできる限り減らそうということは、まさに小売店のほうで売れ残りが発生しないようにと日々大変な努力をしておられます。その中で、消費者の方がどれくらい買っただけかという精度をいかに向上させるかということが鍵でございます。そのために、例えば天気予報を活用して、気温があしたは何度になるか、あさっては何度になるかと、そのあたりまで見ながら季節商品の発注といったようなことをやっているところでございます。

そういった中で、前々日の発注となりますと、逆に消費者の行動を読む精度が落ちるかもしれないという懸念も一方であるのかなと思っております。製造の部分

ではある程度効率化、あるいはロスが減るのかもしれませんが、それが今度は小売の方にロスが回ってくるだけになりかねないということもあろうかと思っておりますので、そのあたりは、トータルで一番ロスの少ない方法がどういうものかということをしかりと、我々も関係の皆様方とよく相談をしながら、最適なやり方をぜひこれから編み出していきたいなと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは最後に、消費者庁。

○橋本政策立案総括審議官 本日は、素案に対して幾つか文言について追加すべきこととか修正すべきという点をいただきましたので、そこについてまた御相談させていただきたいと思っておりますし、それから、書き込むべきということの反対に、浦郷委員からは既に普通にやっていることを事細かく書くことはかえっていい印象を持たないのではないかという御意見もいただきましたが、普通にやっぴらっしゃる方はやっぴらされていますが、現時点で関心がない方にも幾つかしてもらい必要があるかと思っておりますので、書きぶりについてはまたちょっと御相談させていただければと思います。

それから、フードバンク等への寄附に関しての法制度について複数の委員から御要望をいただいたところでございます。この法制度につきましましては、消費者庁としまして来年度調査費を予算要求しているところでございますので、きちんと調査した上で、その法制度がどういう背景でどのように実施されているのかを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤長官 関係省庁からいろいろいただいた御意見に対してコメントをさせていただきましたが、恐らく基本認識全体についてかかわって書き直さなければいけない部分、文言の使い方の部分是对応できるかと思うのですが、一方で、制度論とか支援のところは今回全てというのは正直言うとなかなか、さらに今後宿題をいただいて、次の予算要求なりいろいろなことで考えていくということももちろんあろうかと思っておりますので、それはそれぞれの関係省庁のところ受けてとめた上で、また御相談もさせていただいた上で、消費者庁としては文言の修正を事務局としてさせていただくということになろうかと思っております。

私の進行が悪くて、時間がほぼ来てしまいました。済みません。特にこれだけ発言したいということがございましたら、委員からいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。また後でこれだけ言い忘れたということがあれば、事務局にいただければと思っております。

今後のスケジュールを、先に事務局から簡単にお願いたします。

○橋本政策立案総括審議官 冒頭申しましたとおり、本日いただきました御意見を集約しまして、年明けにパブリックコメントを実施しまして、2月に第3回の推進会議を予定しておりますので、御出席のほど、よろしくお願申し上げます。

○伊藤長官 三科委員、どうぞ。

○三科委員 2月にというのは、日は限定してもらえないのでしょうか。

○橋本政策立案総括審議官 できるだけ早く調整して御連絡するようにさせていただきたいと思います。

○三科委員 よろしくお願ひします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、ここで本日の議事を終わらせていただきます。

最後に、衛藤大臣から御挨拶をお願いいたします。

○衛藤内閣府特命担当大臣 本日は、長時間にわたりまして御議論いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の御意見を踏まえて素案を修正し、パブリックコメントの手続を進めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、基本方針の案の策定に向け、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございます。

○伊藤長官 どうもありがとうございます。

本日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございます。